

## 10. 性的マイノリティの人権

性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会の実現

### 【現状と課題】

○性的マイノリティは同性愛者、性同一性障がいの人々などをいい、L G B Tという言葉で表すことがあります。

「体の性別」と「心の性別」に違和感のない、異性愛者が社会の多数を占めているのに対し、少數者（マイノリティ）であるため、社会の中で根強い偏見があります。

#### L G B T

L：レズビアン（Lesbian）：女性同性愛者

G：ゲイ（Gay）：男性同性愛者

B：バイセクシュアル（Bisexual）：両性愛者

T：トランスジェンダー（Transgender）：生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人

※これ以外にも性のあり方は様々あります。

○大手広告代理店の研究機関が平成27（2015）年に約7万人を対象に実施した調査によると成人の7.6%が性的マイノリティであると推計されています。これは学校に置き換えてみれば、一つのクラス（40人学級）のうち2～3人は当事者であるという計算になります。

○性的マイノリティに対する無関心や誤った認識が偏見や差別を生み、当事者が学校や職場で生きづらさを感じていることがあります。

○平成25（2013）年に支援団体「いのちリスペクト。ホワイト・リボンキャンペーン」が行った「L G B Tの学校生活に関する実態調査」においてL G B Tの人の約7割が「いじめや暴力にあった経験がある」という調査結果があります。学校においては性的マイノリティの子どもがいじめの標的になりやすく、子どもの頃、いじめにあっていたという例が見られ、更にその中で自死を考えた子どもが約3割おり、転校や退学を余儀なくされるなどの深刻な状況が報告されています。

○鳥取県人権意識調査（平成26年5月）では、性的マイノリティの人権に関することで特に問題があると思うことを尋ねたところ、「性的マイノリティに対する理解が足りない」が39.1%と最も多く、次いで「わからない」が38.8%となっています。また年齢層が高くなるほど「わからない」と答えた人の割合が高くなっています。性的マイノリティへの理解が進んでいないことがうかがえます。

○海外では同性婚について1980年代から議論が始まり、2000年に入ってからオランダやベルギーのように同性婚を法的に認める国や地域が現れ、パートナーシップ法などを含めた同性カップルの権利を保障する制度を持つ国は34か国に上っています。（出典：国際NGO ILGAホームページ 2015年5月）

- 日本においても平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であっても、一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました（平成20（2008）年に改正法によって条件を緩和）。また平成27（2015）年4月、渋谷区が同性カップルを「結婚に相当する関係」と認める「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（同性パートナーシップ条例）」を制定したり、学校や職場において配慮をするなどの動きがあり、性的マイノリティに対する取組が少しずつではありますが進んできています。鳥取県内でも性的マイノリティの自助グループが立ち上がっており、当事者の立場に立った活動が広がっています。
- 多様な性のあり方があることをより多くの人が認識し、理解が進むように啓発を行っていくことが必要です。

## 【施策の基本的方向】

### （1）教育・啓発の推進

学校教育では、児童生徒の発達段階に即して、性的マイノリティの児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止め、きめ細やかな対応の実施に努めるとともに、生命尊重、人間尊重の精神に基づき、多様な性の在り方について、自ら考え、判断し、意思決定の能力を身につけ、望ましい行動がとれるようにするための教育の推進に努めます。

社会教育では、嫌がらせや侮辱的な言動、雇用における障壁など、具体的な問題を通して、様々にある偏見や差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考えることを大切にした教育の取組の充実に努めます。

また、採用等における差別が行われないよう、企業等で性的マイノリティの人権に対する理解を深めるための啓発を推進します。

さらに、各種書類の性別欄など性的マイノリティへの配慮を必要とするものについても県民の理解を深めるための啓発に努めます。

### （2）相談支援体制の充実

心身の健康、医療、雇用など日常生活における様々な問題について「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」などの相談体制によって、臨床心理、精神療法など医療、福祉、法律などの支援の充実を図ります。

### （3）諸課題についての検討

性的マイノリティが安心して生活するために必要な諸権利の保障やサービスの提供について、社会の諸制度等における様々な課題について検討します。